

■ ■ ■ 任意継続に関してよくあるご質問 ■ ■ ■



◆ ◆ 加入に関すること ◆ ◆

◆ 任意継続と国民健康保険どちらに加入すればいいのでしょうか？

双方の保険料や付加給付制度、保健事業などを比較してお決めください。

任意継続は、扶養人数に関わらず、加入時の保険料が資格喪失時まで変更されません。（最長 2 年間）

国民健康保険は、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者の場合、保険料を軽減する制度がありますのでお住まいの市区町村役場 国民健康保険担当窓口にてご確認ください。

◆ 1 か月前に退職しましたが、最近になって任意継続保険制度を知りました。今から加入できますか？

資格喪失日（退職日の翌日）から 20 日以内に申請する必要がありますので、残念ながら加入することはできません。

◆ ◆ 保険料に関すること ◆ ◆

◆ 月の途中で任意継続に加入した場合、任意継続保険料は 1 ヶ月分の金額を支払うのでしょうか？

健康保険料は月末に加入している健康保険組合に納めることになっています。

さらに保険料に日割り計算はありませんので、1 ヶ月分の保険料をお支払いいただくことになります。

◆ 退職後に支払われた給与から健康保険料が天引きされています。初回の任意継続保険料を納付すると重複して支払いしていないのでしょうか？

在職中の健康保険料は翌月徴収、任意継続保険料は前納制になるため、重複徴収ではありません。

〈9 月 30 日退職/10 月 1 日から任意継続加入の場合〉

9 月分の保険料は 10 月支払の給与から天引きされます。

任意継続保険料は 10～11 月（初回）分を振込期限内に当健保組合へ直接お振込みいただきます。

〈9 月 15 日退職/9 月 16 日から任意継続加入の場合〉

9 月分保険料は 10 月給与で徴収されません。

任意継続保険料は 9 月分から納付していただくことになります。

◆ 私は 65 歳になり年金から介護保険料が天引きされていますが、任意継続保険料からも介護保険料が引かれています。重複して支払いしていないのでしょうか？

当健保組合では、介護保険の「特定被保険者制度」を採用しています。

これは被保険者に介護保険料徴収対象の被扶養者（40～64 歳）がいる場合、被保険者が介護保険料徴収対象でなくても、健康保険料と合わせて当健保組合に納付いただく制度です。

そのため、被保険者以外のご家族の介護保険料であるため、重複徴収ではありません。

例）〈被保険者・・・65 歳以上/被扶養者 40～64 歳〉

・本人は介護保険第 1 号被保険者につき、住所地の市区町村に納付。

・家族は介護保険第 2 号被保険者につき、本人を通じて当健保組合に納付。

◆◆ 脱退に関すること ◆◆

◆任意継続に加入しましたが同月に就職が決まりました。保険料はどうなりますか？

同月に加入・喪失した場合は保険料をお返しかねるためできません。（健康保険法第 156 条）

〈9 月 1 日任意継続加入／9 月 20 日就職のため他の社会保険に加入の場合〉

9 月分保険料は返金できません。

〈9 月 1 日任意継続加入／10 月 1 日就職のため他の社会保険に加入の場合〉

10 月分保険料は返金します。

◆保険料が残高不足により引落が出来ませんでした。どうなりますか？

保険料の納入期日の翌日に資格を喪失します。（健康保険法 第 38 条第 3 項）

（当健保は毎月 10 日が納入期日ですので 11 日が資格喪失日になります。休日の場合は翌金融機関営業日）
ご自宅に「資格喪失証明書」を送付しますので、資格確認書を交付されている場合は当健保組合宛に返却ください。
万が一、喪失日以後に使用した場合には、使用した分の医療費（健保負担額の 7 割部分）を返還いただきます。

◆他健保に加入することが決まりました。手続きは必要ですか？

喪失理由により手続きが異なりますので下記ご確認ください。

1.〈就職による健康保険に加入する場合〉

- ・「健康保険被保険者資格喪失届」の提出をお願いします。
→新たに加入する健康保険の**資格取得日**が任意継続の**資格喪失日**となります。
「喪失届」の喪失日に同日をご記入ください。
- ・任意継続の資格確認書を交付されている場合は喪失日以後に当健保組合宛に返却ください。

2.〈国保加入・家族の加入する健康保険の被扶養者に申請する場合〉

- ・「健康保険被保険者資格喪失届」の提出をお願いします。
→当健保組合にて「喪失届」を受理した日の属する月の**翌月 1 日**に、任意継続保険者の資格を喪失します。
喪失日について任意の日付は指定できません。
なお、還付保険料が発生しないように喪失月の前月 15 日までに「喪失届」の提出をお願いします。
- ・「喪失届」受理後、「資格喪失証明書」を郵送しますので、加入および申請手続きをお願いします。
- ・任意継続の資格確認書を交付されている場合は喪失日以後に当健保組合宛に返却ください。

3.〈2 年満了で喪失する場合〉

- ・期間満了で喪失する際「喪失届」の提出は不要です。
- ・資格喪失日以降に「資格喪失証明書」を郵送しますので、喪失後に加入される健保にて手続きください。